

確 約 書

下記農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を判断する議案を三豊市農業委員会総会に上程するにあたり、次の事項を遵守することを確約いたします。

- 1 相続税納税猶予制度、並びに贈与税納税猶予制度に該当する場合には、申請者にて対応します。
- 2 農業者年金における特定処分対象農地等に該当する場合には、申請者にて対応します。
- 3 香川用水土地改良区における決裁金の精算、並びに土地改良賦課金等の多面的機能支払交付金制度、中山間地域等直接支払制度等に該当する農地の場合は、申請者にて処理等を行います。
- 4 登記事項の権利部(乙区)における、所有権以外の権利に関する事項等については、申請者にて対応します。

記

大 字	字	地番	地 目	面 積
			登記地目	

令和 年 月 日

三豊市農業委員会会長 堀江 博 様

申請者
(住所)

(氏名及び代表者)